

企業経営に役立つ給与・労務情報満載！



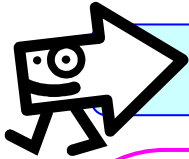
発行:コムニスサポート有限会社

〒343-0851 埼玉県越谷市七左町2-241-1-2F

TEL:048-990-7338 FAX:048-990-7339

E-mail: info@cmns.jpURL: <http://www.cmns.jp>

パートタイマーやアルバイトという名称にかかわらず、加入要件を満たせば雇用保険・社会保険の手続きが必要です。今月は、雇用保険について詳しく見ていきましょう。



労務リスクを減らそう その 雇用保険の加入要件を確認しよう

【雇用保険に加入しなければならない人】

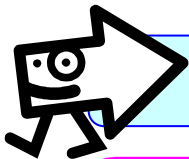
原則として、下記条件を両方とも満たす従業員については、雇用保険の加入手続きをしなければなりません。

- 31日以上の雇用見込みがあること
- 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

【雇用保険に加入できない人】

一方、下記のような人は雇用保険に加入することができません。

- 65歳に達した日以後に新たに雇用される人
 - 昼間学生（例外もあり。休学中や定時制の学生は加入手続きが必要）
 - 4ヶ月以内の期間を予定して行われる季節的事業に雇用される人
 - 会社の取締役、監査役等や事業主と同居の親族
- については、一定の条件を満たせば雇用保険に加入できます



雇用保険料の計算方法は？

【例題】週4日、午前9時から午後4時まで（休憩1時間）勤務するパートタイマーの場合（時給850円、通勤手当は1日につき300円、雇用期間の定めはなし）
1ヶ月に20日出勤し、120時間勤務した場合の雇用保険料はいくらになるでしょう？

支給額 $(120時間 \times 850円) + (20日 \times 300円) = 108,000円$

従業員負担の雇用保険料 $108,000 \times 5 / 1000$ （一般の事業） = **540円**

会社負担の雇用保険料 $108,000 \times 8.5 / 1000$ （一般の事業） = **918円**

雇用保険料を計算するときは、**通勤手当を含めた総支給額に料率をかけます。**



ワンポイント！

もし加入手続きを忘れてしまっていたら、**最長2年前まで遡って**加入することができます。ただし、保険料をまとめて納めることとなりますので、面倒な手続きが発生します。くれぐれも加入もれがないように注意しましょう。